



2017年5月11日
アジアインターネット日本連盟

官民データ活用推進基本法を受けた具体策について

はじめに

官民データ活用推進基本法（以下「基本法」という。）は、2016年9月に当連盟もその成立に向けた提言を出しており、基本法の成立は当連盟も歓迎するものである。基本法は、まさに国、地方公共団体、そして民間事業者の保有するデータの利活用を強力に推進するものであるが、着実にデータの利活用につなげるためには、基本法に基づく具体的な政策の実現が不可欠であり、必要と考えられる具体的政策について以下のとおり提言する。

1. オープンデータの原則化

公共データの公開（オープンデータ）は、データを利活用した新たなサービス創出を促すものであり、公共データは原則オープンとすべきである。

オープンデータの原則を徹底するための具体策として、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の全面改正又は特別法を検討すべきであると考ええる。現行の情報公開の仕組みは、一部を除き請求を受けて初めて公開する仕組みとなっているが、請求がなくてもあらかじめデータを公開することを原則とするため、情報公開制度を全面的に見直し、安全保障に重大な支障をきたすおそれがある情報、個人の権利利益の侵害につながるおそれがある情報等の一部を除き、行政機関は原則開示しなければならないとすべきである。

しかしながら、ただ公開しただけでは、データの利活用を推進するものとはならない。公開する際は、機械判読可能な形式で公開し、自由に利活用できることを明確にするなど、利活用の推進に資する形で公開されなければならない。公開するデータについては、官民双方で広く利用することができるよう、フォーマットの統一又は互換性確保が必要である。

また、国だけではなく、自治体についても同様にオープンデータを原則とし、公開方法についても具体的に行動計画又は条例等に明記すべきである。データが利活用に資する方法で公開され、自治体の取組が円滑かつ確実に行われるよう、国がリードし、必要に応じて財政措置、規制緩和を行うべきである。その際、国・自治体が、各省庁、各自治体毎に個々に公開されると円滑な利用が行われにくいいため、一元的に運用管理される措置を講じるべきである。

さらに、国・自治体の保有するデータの利活用の推進が円滑になるように、著作権法上柔軟に利用できるよう手当すべきである。

2．オンライン原則の徹底

データ利活用を推進するためには、多種多様かつ大量のデジタルデータが存在することが前提となる。紙に記載された情報ではデータの利活用につながらず、紙の情報をデジタルデータ化するのも非常にコストがかかる。余計なコストをかけずに、多種多様かつ大量のデジタルデータを生み出すためには、あらゆる手続き等をオンライン化し、最初からデジタルデータが生み出されるようにしなければならない。

そのため、各種行政手続きを原則オンライン化し、書面等を前提としている制度をすべて見直すべきである。その際、紙での手続きを残すと、オンラインと紙の両方に対応する官民双方のコストが発生してしまうので、原則、紙での手続きを廃止すべきである。

加えて、現存する紙媒体資料をデジタルデータ化する必要がある。その際、AI（人工知能）を利用することで、AIから得られる利益も考慮しつつ、デジタルデータ化に迅速に進めることも視野に入れるべきである。

なお、オンライン化の進展を図る指標（KPI）としては、オンライン化率ではなく、紙の減量率を用いた方が効果的と考える。

3．EBPM（Evidence-Based Policy Making）の徹底

データの利活用は経済成長のみならず、効率的かつ合理的な政策の立案にも重要な役割を果たす。勘や経験、感情論に基づく政策立案ではなく、客観的なデータに基づいた政策立案がなされなければ、政策効果は得られない。

そのため、政策（予算、税、法令、ガイドライン等）の立案に当たっては、査定及び審査段階で当該政策の必要性や妥当性を証明するデータを添付することを必須化すべきである。特に新たな規制を制定する際は、現在でもRIA（規制影響分析）が行われているが、定性的な分析が多く、客観的なデータに基づく定量的な分析がなされるべきである。

仮にデータに基づいた政策立案が行われたとしても、当該データが偏ったものであったり、信憑性の低いデータであったりすると、EBPMの実現にはつながらない。そのため、政策立案の基となるデータの客観性、信憑性を担保する第三者機関を設置し、適切なデータを根拠とした政策立案が行われているかを監視すべきである。

4．国民生活上重要なコンテンツの柔軟な配信

災害に関する情報等の国民生活上重要なコンテンツを国民が円滑に利用できるよう、これらのコンテンツの流通の円滑化に向けて、著作権の制限等の制度面の整備検討や、運用面での関係者間の連携を進めるべき。

また、災害時や緊急時で既に共有可能なケースを地方公共団体に周知徹底すべき。

5．場所、モノ等へのIDの整備

マイナンバー制度により人、企業のIDが整備されたが、同様に、場所、モノ等にも統一的なIDを付し、様々なサービス等に連携できるようにすれば、電子商取引の発展により重要になってきた流通の円滑化、災害対策等にも役立てることが可能となるし、新サービスの創出につなげられるようになる。

例えば災害対策では、避難所などに共通IDが振られていないと同一施設かの判定が困難になり、各種サービスから提供される避難所に関する情報（収容定員に空きがあるかなど）に齟齬が生じるおそれがある。共通のIDが付与されれば、このような齟齬を回避できるとともに、より効率的に避難所の場所を把握し、必要な情報を正確かつスムーズに届けることが可能になる。

6．GISデータの活用

地球上の地物や事象に関する地理情報を可視化できる形にしたデータであるGIS（Geographic Information System）データをオープン化するべきである。現在、一部のGISデータについては公開されているが、例えば交通事故情報など、地図上に表示させることできるデータも含めて広く公開していくべきである。

交通事故情報も併せて公開することで、交通事故が起きた場所等を地図上に表示させ、交通事故の減少に役立てている自治体もある。これを一自治体の取組みに限らず全国的に行えば、保険会社などが活用して事故防止に進めることができたり、車のレーダーなどに事故多発地点情報を活用するなど、民間活用が可能となる。

また、水道管、土管等の位置に関する情報についてもGISデータと併せて公開することで建築、都市開発等に活用することが可能となる。

7．多言語化に向けた辞書の整備

2020年のオリンピック・パラリンピックでは、大量の訪日外国人が見込まれ、英語以外も含めた多言語での情報提供が求められることとなる。

特に災害に関するような情報は、言語の壁を越えてより多くの人に伝えられるべきである。しかしながら、英語以外も含めた、日本国内の法令、ガイドライン等の用語は、統一的な訳語が示されておらず、民間が自主的な翻訳を行った結果、異なる訳語が用いられる恐れがあるなど、混乱を招くおそれがある。

そのため、日本国内の法令、ガイドライン等の用語について、英語以外も含めた訳語を国が統一的に整備し、広く公開すべきである。

以上